

資料 1-2

地域保健対策関係

1	地域職域連携について……………	1
2	保健所長の資格要件の見直しについて……………	9
3	公衆衛生医師確保推進登録事業について……………	13
4	公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する 検討会について……………	15
5	平成17年度予算概算要求について（地域保健対策関係）……………	17

1 地域職域連携について

地域職域連携推進の経緯

(1) 生活習慣病予防のための健康診査等の保健事業の連携の在り方に関する検討会 (平成11・12年度)

生涯を通じた健康管理を行う観点から、健診情報の保存及び活用を行うために、健診情報の標準化及び効率的な保健事業の実施や、地域・職域において整合性のとれた保健指導方法について検討を行った。

(2) 生活習慣病予防のための地域職域連携保健活動検討会 (平成13年度)

生活習慣病を予防する観点から、地域職域連携保健活動のあり方について検討を行い、保健活動を推進するための方策として、連携推進協議会の設置、保健計画の策定、健康教育等の保健事業の相互活用及び共同実施等について提言を行った。

(3) 地域・職域健康管理総合化モデル事業の実施 (平成13・14年度)

市町村や事業所、保険者等に保存されている健診情報を、個人の同意の下に総合的に管理し、退職後の継続した保健指導への活用や、総合化した健診情報を地域診断に用いるモデル事業を3ヶ所の都道府県において行った。

(4) 地域・職域健康管理総合化モデル事業評価検討会 (平成15年度)

(3)のモデル事業の成果について検討を行った。市町村と事業所等の健診情報を総合化する作業に多くの時間が費やされ、地域診断に用いることができた健診情報は住民全体の20%台と限界があったこと、また、退職者等に対する健診情報の活用も人数が少なかったことから、今後の基盤整備状況を勘案した取り組みが必要である。

(5) 地域・職域連携共同モデル事業の実施 (平成14・15年度)

地域保健、職域保健各々が有する保健事業等の効果的・効率的な活用を図るために地域職域連携推進協議会を設置し、健康教育等の保健事業を相互に活用、又は共同で実施する上での問題点を把握し、今後の地域・職域連携による保健事業のあり方を検討し、国民の生涯にわたる健康づくりの推進を支援することを目的としたモデル事業を、11ヶ所の都道府県において行った。

(6) 地域・職域連携共同モデル事業評価検討会 (平成16年度)

(5)のモデル事業の評価を実施し、地域保健・職域保健の連携に関する推進方策について検討するとともに、連携を全国的に実施するためのガイドラインを作成するために検討会を行っている。

地域・職域連携共同モデル事業評価検討会開催要綱

1. 趣旨

平成14年度及び15年度において、地域職域連携推進協議会を設置し、健康教育等の保健事業を相互に活用、又は共同で実施する上での問題点等を把握し、今後の地域・職域連携による保健事業の相互の活用や共同の実施のあり方を検討し、国民の生涯にわたる健康づくりの推進を支援することを目的とした「地域・職域連携共同モデル事業」を実施したところである。

本検討会では、当該モデル事業の評価を実施し、地域保健・職域保健の連携に関する推進方策について検討するとともに、連携を全国的に実施するためのガイドラインを作成することを目的とする。

2. 検討内容

- (1) 地域・職域連携共同モデル事業の評価
- (2) 問題点及び課題の整理
- (3) 地域職域連携の普及方策
- (4) ガイドラインの作成

3. 検討会構成メンバー等

- (1) 検討会の構成メンバーは、別紙のとおりとし、うち1人を座長とする。
- (2) 検討会の構成メンバーの任期は、平成17年3月31日までとする。

4. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省大臣官房参事官（健康担当）が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局総務課保健指導室が担当する。

地域・職域連携共同モデル事業評価検討会メンバー名簿

(50音順 敬称略)

氏名	所属機関・役職等
荒木田 美香子	大阪大学医学系研究課保健学専攻 総合ヘルスプロモーション科学講座 教授
漆崎 育子	(社) 日本看護協会 常任理事
岡田 邦夫	大阪ガス株式会社健康開発センター 統括産業医
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター 指導課長
土屋 隆	(社) 日本医師会 常任理事
永江 尚美	島根県健康福祉部健康増進課 グループリーダー
錦戸 典子	東海大学健康科学部看護学科 教授
北條 稔	大田地域産業保健センター 所長
堀江 正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学 教授
松田 一美	(財) 社会保険健康事業財団事業部 次長
百済 さち	東京都多摩府中保健所 所長
幸 治美	大分県国民健康保険団体連合会 事務局次長
座長 吉田 勝美	聖マリアンナ医科大学 予防医学教室 教授

地域・職域連携共同モデル事業実施状況

自治体名	北海道	山形県	福島県
二次医療圏または保健所	空知保健福祉事務所保健福祉部(岩見沢保健所)	置賜郡総合支庁保健福祉環境部(置賜保健所)	県北保健福祉事務所
事業実施地域総人口	30,161人	243,957人	355,429人
事業実施市町村	美唄市	米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	福島市、伊達市、梁川町、保原町、白沢村、東和町
モデル事業実施の目的	北海道においては、小規模事業所が職域の多数をしめていることから、特に小規模事業所を対象とした健康づくりに関する課題や問題点の整理、意識啓発などを図ることを目的とした地域・職域連携共同モデル事業を実施し、それらの結果を踏まえ、今後の全道域における地域・職域連携の推進方策を検討する。	県民の健康寿命の延伸と壮年期死亡の減少を目指し、「健康文化やまがた21」が策定されたが、特に働き盛りの中高年期にがんや自殺の死亡率が高く、職域における健康づくりの推進が重要な課題になっている。このような状況の中、職域における健康状態を把握し、市町村や保健所等で実施している保健サービスと、職域で実施している保健事業について情報交換しながら、連携を取り合って、生活習慣病の予防に向け、効果的・効率的な健康づくりを推進することを目的とする。	県北地区産業保健・地域保健連携推進連絡会を設置し、連絡体制整備を図ったところであり、産業保健と地域保健の協同による保健事業を実施し、連絡会の定着・推進を図るとともに、より有効性を高めるため、役割・機能のあり方を明確にし、地域支援体制の強化を図ること。
地域職域連携推進協議会の設置場所、参加機関	空知保健福祉事務所保健福祉部(岩見沢保健所)に設置 地域:美唄市、岩見沢保健所、北海道保健福祉部 職域:商工会議所、農業協同組合、地域産業保健センター、事業所、社会保険事務所、労働基準監督署 その他:医師会、看護協会、栄養士会、	置賜郡総合市町保健福祉環境部(置賜保健所)に設置 地域:米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、置賜保健所 職域:産業保健推進センター、地域産業保健センター、商工会議所、商工会、労働基準監督署、労働基準協会、事業所 その他:医師会、結核成人病予防協会、山形大学医学部	県北保健福祉事務所に設置 地域:福島市、伊達市、梁川町、保原町、白沢村、東和町、県北保健福祉事務所 職域:産業保健推進センター、地域産業保健センター、商工会議所、商工会連合会、労働基準監督署、労働基準協会、社会保険健康事業財団、産業医(医師会・歯科医師会)、労働者団体 その他:福島県立医科大学、国民健康保険団体連合会
地域職域連携推進協議会の運営状況	①平成15年9月:モデル事業概要説明、事業実施要綱及び協議会運営要綱について 他 ②平成15年12月:事業所健康管理実態調査結果について、出前健康教育について 他 ③平成16年3月:事業経過報告について、報告書について ④保健指導部会:計5回	①平成15年10月:地域・職域連携共同モデル事業の事業計画について 他 ②平成16年3月:地域・職域連携共同モデル事業の実施報告及び次年度の連携事業について 他 ③実務者レベルのワーキング委員会:計5回	①15年9月:地域・職域連携共同モデル事業について、企業の健康診断実施状況等に関する調査結果報告 他 ②平成16年2月:モデル事業活動報告・課題について、平成16年度活動計画 他 ③働きざかりの健康講座検討部会:計4回
	<ul style="list-style-type: none"> 地域・職域連携推進協議会 協議会保健指導部会 事業所の健康管理に関する調査の実施 出前健康講座 	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健・職域保健連携推進連絡会議(推進協議会) 実務者レベルのワーキング委員会 小規模事業所における健康管理実態調査 地域・職域連携推進フォーラム 事業所での健康教室・ワークショップの開催 働くあなたのためのミニポスターの作成 出前健康講座 	<ul style="list-style-type: none"> 県北地区産業保健・地域保健連携推進連絡会の開催 働きざかりの健康講座検討部会 働きざかりの健康講座 健康づくり情報ガイドブック、ポスターの作成 働きざかりの健康づくり研修会

自治体名	富山県	岐阜県	愛知県
二次医療圏または保健所	中部厚生センター	岐阜地域保健所	半田保健所・美浜支所、知多保健所
事業実施地域総人口	34,208人	396,939人	579,478人
事業実施市町村	滑川市	羽島市、各務原市、 羽島郡(岐南町、川島町、笠松町、柳津町)、 瑞穂市、本巣市、本巣郡北方町、山県市	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
モデル事業実施の目的	地域保健と職域保健の関係者による職域における健康づくり推進事業連絡会を設置し、職域保健を中心とした健康づくりや健康管理の実態を把握すると同時に、健康問題や課題を共有し、連絡を図りながら、健康づくり支援体制の構築を図ること。	「健康日本21」を推進するため、岐阜県でも「ヘルスプランぎふ21」を策定し、その強化策として「健康障害半減計画」を打ち出した。この計画を推進するため、地域・職域の健康づくり・健康管理の実態を把握し、岐阜地域の健康課題「健診の推進」「たばこ対策」「食生活・栄養」「健康づくりのための運動の促進」を中心に、効果的・効率的な活動を普及啓発するとともに、地域と職域の連携を密にすることより、地域の保健医療資源の有効活用を図り、地域全体の自主的な健康づくり活動を支援する。	平成14年度に実施した地域・職域連携共同モデル事業の継続事業として、地域・職域連携推進協議会を開催し、健康教育等の保健事業を相互に活用及び共同で実施するため、モデル事業所における連携事業の実施状況に基づき、問題点等を把握し、今後の地域・職域保健連携システムのあり方を探る。
地域職域連携推進協議会の設置場所、参加機関	中部厚生センターに設置 地域：滑川市、中部厚生センター、県健康課、健康づくり推進協議会委員、健康づくりボランティア連絡協議会 職域：地域産業保健センター、商工会議所、商工会議所 中小企業相談所、企業衛生管理者、産業医、事業所、検診事業所、 その他：医師会、栄養士会、富山医科薬科大学	岐阜地域保健所に設置 地域保健：羽島市、各務原市、岐南町、瑞穂市、本巣市、北方町、山県市、岐阜地域保健所 職域保健：産業保健推進センター、労働基準監督署、商工会議所、社会保険事務所、 その他：医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、食生活改善協議会、食品衛生協会、老人クラブ連合会、PTA連合会、保育研究協議会、生活学校、社会福祉協議会、教育振興事務所、福祉事務所	地域：半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、保健所 職域：労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、商工会 その他：医師会、歯科医師会、学識経験者、健康増進機関、国民健康保険組合連合会
地域職域連携推進協議会の運営状況	①平成15年7月：職域における推進事業、企業における健康づくりの実態調査の実施について ②平成15年11月：実態調査の結果報告、実態調査結果に基づく健康づくり施策の展開について ③平成16年3月：職域における健康づくり推進のための取組について	①平成15年9月：「健康障害半減計画」の概要、「健康障害半減計画」に関する保健所実施事業(圏内の健康指標他)について ②平成16年3月：「健康障害半減計画」に関する保健所実施事業(調査結果他)、各団体の健康づくり事業の取組について	①平成15年12月：連携についての具体案の進捗状況、モデル地区での実践、ワーキンググループ検討内容について ②平成16年3月：モデル事業所の取り組みのまとめ、報告書の内容、来年度の取り組みについて他 ③ワーキンググループ：計5回
事業内容	・ 職域における健康づくり推進事業連絡会の開催 ・ 検討会の開催 ・ 企業における健康づくり実態調査の実施 ・ 健康教室(ヘルスアップカレッジ)の実施	・ 地域・職域連携推進会議 ・ 地域における分煙推進状況調査 ・ ネットワークづくり事業 ・ 健康増進施設マップ作成 ・ 食品衛生責任者講習会参加者の健診受診行動と健康行動 ・ 特色ある健康づくり実施事業所の資料作成	・ 地域・職域連携推進協議会の開催 ・ ワーキンググループ ・ 実態調査 ・ 地域・職域連携推進講演会 ・ 南知多町産業まつり健康相談コーナー ・ 朝の目覚め体操の作成、普及 ・ 講演会の開催 ・ 健康日本21あいち計画推進フォーラム参加

自治体名	三重県	山口県	高知県
二次医療圏または保健所	四日市保健福祉部	防府健康福祉センター(防府環境保健所)	東部保健所
事業実施地域総人口	361,100人	125,136人	42,384人
事業実施市町村	四日市市、菟野町、楠町、朝日町、川越町	防府市 徳地町	北川村、安芸市、室戸市
モデル事業実施の目的	生涯にわたり、いかなる立場・条件であっても、個人が健康づくりの支援サービスを地域・職域を問わず利用でき、その情報が職域・地域で共有できる仕組みを構築し普及させる。	生涯を通じた継続的な健康づくりの推進を図るため、地域・職域連携による、小規模事業所等を対象とした効率的・効果的な保健事業をモデル的に実施する。	地域保健と職域保健関係者が連携することにより、地域保健資源を活用し、産業医等のいない小規模事業所の健康づくり支援対策を実践することにより、生涯を通じた健康づくりを推進する。
地域職域連携推進協議会の設置場所、参加機関	四日市保健福祉部に設置 地域:四日市、菟野町、四日市保健福祉部 職域:商工会議所、地域産業保健センター、社会保険健康事業財団、事業所 その他:教育委員会学校教育課	防府健康福祉センター(防府環境保健所)に設置 地域:防府市、徳地町、防府健康福祉センター、県健康増進課 職域:地域産業保健センター、商工会議所、商工会、事業所、労働基準監督署 その他:医師会、歯科医師会、薬剤師会、大学医学部、大学看護学部	東部保健所に設置 地域:健康福祉センター(保健所)、管内9市町村の保健主幹課長 職域:地域産業保健センター、商工会議所、商工会、事業所、労働基準監督署、農協
地域職域連携推進協議会の運営状況	平成15年5月:「私の健康手帳」活用及び評価の方向性について 平成16年1月:「私の健康手帳」の修正、普及及び評価について	①平成15年8月:調査結果の報告、事業計画の確認 ②平成15年11月:共同保健事業、研修事業の実施報告 ③平成16年2月:地域・職域連携共同モデル事業まとめ ④作業部会:計10回	①平成15年7月:中小企業の健康づくりの在り方について、事業所職場環境診断サービス事業について 他 ②平成16年2月:職場でのメンタルヘルス、活動報告、次年度の取組について 他
事業内容	・地域・職域連携推進協議会 ・電子媒体を用いて誰もが容易に入力でき、健康情報の提供が可能なシステム(様式:私の健康手帳)の試作とその手帳のモニタリング	・地域職域連携推進協議会 ・地域職域連携推進協議会作業部会 ・事業所における健康づくりアンケート調査 ・地域職域連携保健事業計画の策定 ・事業所における健康づくり研修会 ・健康づくりに関する普及啓発 ・共同保健事業“出前”元気な職場づくり	・体力測定(健康年齢評価事業) ・体力測定及びウォーキング指導 ・たばこ対策に関する指導 ・騒音対策に関する指導 ・腰痛予防に関する指導 ・飲酒についての指導 ・広報活動(チラシの作成)

地域職域連携に関する指針について

1. 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（抜粋）

（厚生省告示第374号 平成6年12月1日）

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

四 地域保健及び産業保健の連携

住民が地域又は職域を問わず、生涯を通じて共通の基盤に立った保健サービスを受けられるようにするためには、地域保健及び産業保健の連携が重要である。また、健康寿命の延伸等を図るためには、地域における生涯を通じた健康づくりに対する継続的な支援が必要である。そのためには、保健所及び市町村が中心となり、個人の年齢、就業先などにより異なる保健事業者間の連携を図り、次のような事項を行うことにより、継続的な健康管理の支援が可能となるような体制整備を図っていくことが必要である。

- 1 地域保健と産業保健の連携を推進するため、保健所、市町村等が、医療機関等、健康保険組合、労働基準監督署、地域産業保健センター、事業者団体、商工会等の関係団体等から構成する連携推進協議会を設置し、組織間の連携を推進すること。
- 2 地域保健の保健計画の策定に当たっては、産業保健との連携を図りつつ、目標、行動計画を立て、それに基づき保健活動を推進すること。
- 3 健康教育や健康相談等の保健事業及び施設や保健従事者への研修会などに関する情報を共有するとともに、相互活用等の効率的な実施に配慮すること。

2. 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（抜粋）

（厚生労働省告示第242号 平成16年6月14日）

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

七 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、老人保健及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携（以下「地域・職域の連携」という。）を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報（以下「健診結果等情報」という。）の継続、健康診査の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位（保健所の所管区域等）においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

(一) 都道府県単位

- イ 情報の交換及び分析
- ロ 都道府県における健康課題の明確化
- ハ 各種事業の共同実施及び連携
- ニ 研修会の共同実施
- ホ 各種施設等の相互活用
- ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

(二) 地域単位

- イ 情報の交換及び分析
- ロ 地域における健康課題の明確化
- ハ 保健事業の共同実施及び相互活用
- ニ 健康教育等への講師派遣
- ホ 個別の事例での連携
- ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

2 保健所長の資格要件の見直しについて

(1) 見直しの背景等

地域保健法施行令に規定されている保健所長の医師資格要件については、地方分権改革推進会議より、保健所長の医師資格要件に関する要望が出され、また、平成14年12月「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」の中で「保健所への医師の必置を維持しつつ、保健所長の医師資格要件の廃止について、平成14年度中に保健所長の職務の在り方に関する検討の場を設ける」こととされた。

これらを受け、平成15年3月から有識者等からなる「保健所長の職務の在り方に関する検討会」を開催し、保健所長の職務の在り方に関し幅広い議論を行ったところであり、当該検討会の検討結果を踏まえ、保健所長に例外的に医師以外の者を充てるための要件を定めるための地域保健法施行令の改正を行うものである。

(2) 改正の概要

近年、健康危機管理への対応を始め、地域の安全・安心の拠点としてより高い管理能力が保健所に求められており、今後より高い水準の保健所長を確保することを目指す必要がある。

一方、地方公共団体が公衆衛生に精通した適切な医師の確保に努力したにもかかわらず確保ができない場合には、以下の条件の下、例外的措置として、医師以外の者を保健所長とすることを可能にすることとする。

- ① 医師以外の者とは、以下の要件を満たす者とする。
 - (ア) 公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有する者
 - (イ) 5年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
 - (ウ) 国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者
- ② 例外の期間は、原則として2年以内の期間とする。
- ③ 医師を当該保健所の職員として配置する。

保健所長の職務の在り方に関する検討会 報告書の「まとめ」の概要

「現行の医師資格要件を維持しつつ、公衆衛生に関する専門的知識及び実務経験並びに組織管理能力に関して一層の水準の向上を目指す必要がある、医師確保について関係者がまず努力を行うべきである。最大限の努力をしても医師確保の改善が見られない場合は、その時点で見直す必要がある」との医師資格要件を維持すべきとの意見と、「保健所長は医師であることを原則とするが、医師の保健所長を確保することが困難な場合には、確保できるまでの一定期間、例外的に、一定の公衆衛生に関する教育と研修を受け、一定期間以上の公衆衛生の実務経験を有し、当該資質を備えた他の専門職の者を保健所長に充てることを認めるべきである」との医師資格要件に例外を設けるべきとの意見の両論併記となった。

なお、この他に一人の委員からではあるが「医師資格要件を廃止し、医師以外の者の任用を認め、保健所には必ず医師を配置する」との意見が出された。

◎検討会委員（五十音順・敬称略）

座長	石井 威望	（東京大学名誉教授）
座長代理	小幡 純子	（上智大学教授）
	金川 克子	（石川県立看護大学学長）
	黒川 清	（日本学術会議会長）
	櫻井 秀也	（日本医師会常任理事）
	志方 俊之	（帝京大学教授）
	嶋津 昭	（全国知事会事務総長） [平成15年9月15日まで]
	中川 浩明	（全国知事会事務総長） [平成15年9月16日から]
	多田羅 浩三	（日本公衆衛生学会理事長）
	秦 靖枝	（牛久市民福祉の会事務局長）
	福田 富一	（宇都宮市長）
	吉村 健清	（産業医科大学教授）

「地域保健法施行令の一部を改正する政令案」に関する御意見募集の結果

1 意見募集期間 平成16年9月8日（水）～平成16年9月27日（月）

2 意見数 12通

3 意見の概要

(1) 例外を認める医師以外の者の要件について

- ① 国立保健医療科学院の行う養成訓練の対象者に保健師を加える。(5件)
- ② 過去に保健師コースを終了した者は国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者とする。(4件)
- ③ 国立保健医療科学院の行う養成訓練とは、同院で行う「専門課程」(1年コース)を修め、Master of Public Health (MPH)を授与された者とする。(1件)
- ④ 「公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有する者」の認定基準を施行令に明記すべき。(1件)
- ⑤ 「医師と同等以上の知識を有する者」を「公衆衛生行政に必要な専門的知識を有する者」として管理者として必要な要件を別途規定すべき。(1件)
- ⑥ 5年以上の公衆衛生の実務経験だけでは行政管理者として職務を果たすには不十分であり、「行政管理職として2年以上の経験を有する者」を加えるなど、行政管理職としての経験を重視すべき。(1件)
- ⑦ 地方公共団体が当該地方公共団体での公衆衛生の実務経験での必要年数(5年を超えない範囲)を定め、それを加えることが出来るようにする。(1件)
- ⑧ 「5年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者」とは対人保健部門及び対物保健部門に関しておしなべて経験した者とする。(1件)

(2) 例外として医師以外の者を保健所長とする期間について

- ① 例外期間(2年)は延長すべき(4件)
- ② 例外期間を規定する必要はない(3件)
- ③ 医師以外の者を保健所長とすることはあくまでも「例外措置」であり、保健所を設置する地方公共団体には「公衆衛生医師たる保健所長を確保する責任があること」施行令に明記すべき。(1件)
- ④ 医師以外の者を保健所長とする地方公共団体については、「公衆衛生医師たる保健所長の確保計画の策定」を義務づけるものとし施行令に明記すべき。(1件)

(3) 医師を当該保健所の職員として配置する。

- ① 医師以外の者が保健所長となった場合の当該保健所に配置する医師は、相当の経験を持った医師の配置が望ましく、医師のレベルについても記載すべき。また、兼務では意味がないので専務として配置すべき。(1件)
- ② 地域保健の危機管理、保健所他職種間との調整やより専門的スーパーバイザーとして保健所の医師配置は必要である。(1件)
- ③ 医師の複数配置も極めて重要である。(1件)

(4) その他

- ① 医師が保健所長という前提であれば、現在の保健所長自身の職務の在り方が問われるべき。(1件)
- ② 人材確保や人材育成を怠ってきた地方自治体に対する例外的措置のために施行令まで改正する必要はない。当該自治体が自立的な組織機構改革を実施すれば何ら支障は無いはずである。(1件)

保健所長の医師資格要件についての法的位置づけについて

1 地域保健法（昭和22年9月5日 法律第101号）抜粋

（所長その他の職員）
 第10条 保健所に、政令の定めるところにより、所長その他所要の職員を置く。

2 地域保健法施行令（昭和23年4月2日 政令第77号）抜粋

（所長）
 第4条 保健所の所長は、医師であつて、左の各号の一の該当する技術吏員でなければならない。
 一 三年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
 二 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十五条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者
 三 厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者

3 関係通知

地域保健法施行令第4条第2号、第3号に定める保健所長の資格について（平成16年4月1日 健発第0401001号厚生労働省健康局長通知）抜粋

地域保健法施行令第4条第2号に定める「国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程」及び第3号に定める「厚生労働大臣が、前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有する者と認めた者」については、地域保健法第16条第2項に基づき、下記のとおり通知する。（略）

記

1 地域保健法施行令第4条第2号に定める「国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程」とは、国立保健医療科学院教育訓練規程（平成14年厚生労働省訓第38号）第5条に定める「専門課程Ⅰ」をいう。

2 地域保健法施行令第4条第3号に定める「厚生労働大臣が、前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有する者と認めた者」とは、次の（1）、（2）のいずれかに該当する者をいう。
 （1）外国において、1に準じる課程を修了し、公衆衛生修士（M PH、MSPH）の学位を取得した者
 （2）医師免許取得後、公衆衛生関係の研究若しくは教育に3年以上従事した者、又は、診療に5年以上従事した経験を有し、かつ、1に定める「専門課程Ⅰ」の科目のうち、別表に掲げる5科目を受講し、12単位を修得した者

3 医師免許取得後、保健所に1年以上勤務した経験を有する者については、その保健所における勤務期間を2（2）に定める期間に算入する。

（別表）

科 目 名	総単位数
公衆衛生総論	/
公衆衛生行政	
保健統計学・疫学	
組織経営・管理	
公衆衛生活動論	
	12単位

3 公衆衛生医師確保推進登録事業について

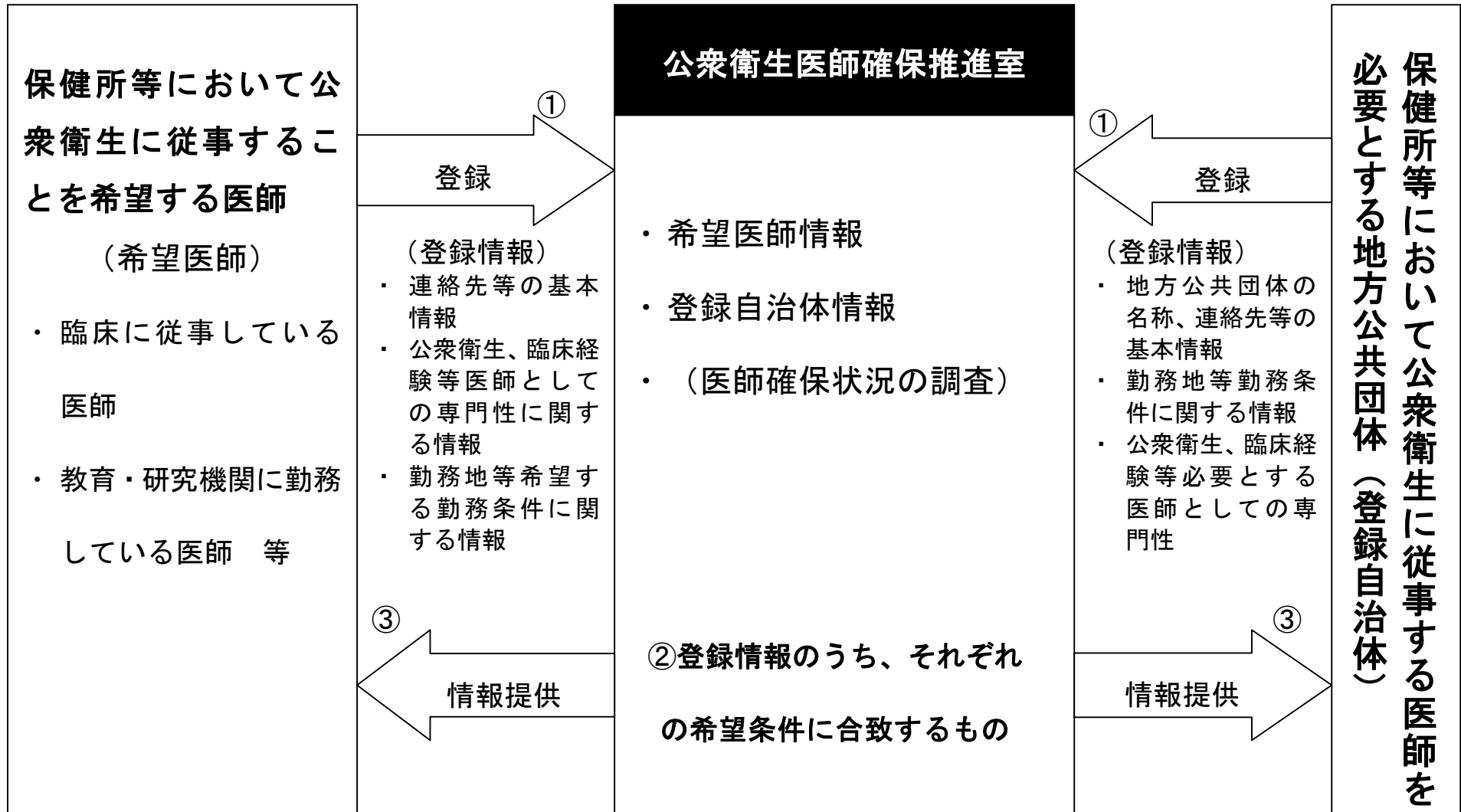
(1) 事業概要

保健所等において公衆衛生に従事する医師の確保に関しては、地域の偏りが存在することが指摘されていることから、公衆衛生に従事することを希望する医師及び公衆衛生に従事する医師を求める地方公共団体に対する情報提供等を通じて、地方公共団体における公衆衛生に従事する医師の確保を支援し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として、平成16年3月10日に厚生労働省健康局総務課内に「公衆衛生医師確保推進室」を設置し、公衆衛生医師確保推進登録事業を行っている。

(2) 事業内容

- ・ 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0621-2.html>) に掲載して情報提供
- ・ 保健所等において公衆衛生に従事することを希望する医師の把握及び登録
- ・ 保健所等において公衆衛生に従事する医師を求める地方公共団体の把握及び登録
- ・ 上記登録医師及び登録自治体それぞれからの照会に対する登録医師又は登録自治体についての情報の提供

公衆衛生医師確保推進登録事業のイメージ



4 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会開催要綱

(1) 趣旨

地域保健の推進においては、保健所が重要な役割を果たしており、その機能を十分に発揮するためには、公衆衛生医師の確保が重要であるが、一部の地方公共団体においてはその確保の困難な状況が見受けられる。

今般、「保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書」が平成16年3月にまとめられたが、同検討会における保健所長の医師資格要件の在り方の議論に際して、熱意のある公衆衛生医師の育成・確保が、日本の公衆衛生を向上させる上で極めて重要な問題であること、また、これまで国、地方公共団体及び関係団体による公衆衛生医師育成・確保のための努力が必ずしも充分でなかったことが指摘された。併せて、公衆衛生医師確保に関する問題の解決に向けて短・中・長期にわたる実行可能なロードマップを早急に作成するべきであるとの提言がなされた。

このようなことから、今後の公衆衛生医師の育成・確保に向けて、関係者・団体が取り組むべき具体的施策について検討し、指針としてまとめることを目的として本検討会を開催する。

(2) 検討事項

公衆衛生医師の育成・確保の環境整備のために必要な施策について、主に下記の事項について具体的に検討する。

- ① 公衆衛生医師育成のための方途
- ② 公衆衛生医師確保のための方途
- ③ 国、地方公共団体、関係団体に求められる具体的取組 等

(3) 検討会の運営

- ① 委員は、別紙のとおりとし、座長1名、座長代理1名をおく。
- ② 座長は必要に応じて参考人を招くことができる。

(4) その他

- ① 検討会は、厚生労働省健康局長が開催する。
- ② 会議は、公開とする。
- ③ 検討会の庶務は、厚生労働省健康局総務課地域保健室において行う。
- ④ 本要綱に記載のないものについては、別途定めることとする。

(別 紙)

公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会委員

(敬称略・五十音順)

おおいだ たかし

大井田 隆 日本大学医学部教授

おばた じゅんこ

小幡 純子 上智大学大学院教授

かくの ふみひこ

角野 文彦 滋賀県長浜保健所長

しのざき ひでお

篠崎 英夫 国立保健医療科学院長

すえむね てつろう

末宗 徹郎 茨城県総務部長

たかの たけひと

高野 健人 東京医科歯科大学大学院教授

つちや たかし

土屋 隆 (社)日本医師会常任理事

なや あつお

納谷 敦夫 大阪府健康福祉部長

5 平成17年度予算概算要求について(地域保健対策関係)

地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、人材の育成・確保に対する支援や地域における健康危機管理体制の機能強化などを行うとともに、保健事業の実施における地域・職域の連携の強化及び地域の特性に応じた地域保健事業を実施する。

事 項	平成16年度 予 算 額	平成17年度 概 算 要 求 額	備 考
	百万円	百万円	百万円
地域保健対策	< 5,462 > 3,093	< 5,954 > 3,039	
1. 地域保健事業の推進	< 3,105 > 2,195	< 2,941 > 2,079	・地域保健推進特別事業 2,069 ・ホームレス保健サービス支援事業 10 <small>(在日外国人保健サービス支援事業は、平成16年度で廃止)</small>
2. 人材確保・育成対策の推進等	< 619 > 593	< 615 > 589	・特定町村人材確保対策事業 64 ・地域保健関係職員等研修事業 434 ・保健所医師等研修会事業 23 ・先駆的保健活動交流推進事業 44
3. 地域における健康危機管理体制の強化	< 67 > 67	< 89 > 89	・健康危機管理体制整備推進費 3 ・健康危機管理支援情報システム事業費 86
4. 地域・職域連携事業の推進 (健康フロンティア戦略)	< 285 > 2	< 405 > 30	②・地域・職域連携支援経費 4 ③・地域・職域連携推進事業 26 ・メンタルヘルス対策の推進 (労働衛生課計上) <375>
5. 調査研究の推進等	< 1,386 > 236	< 1,904 > 252	・保健所業務費(結核対策事業費) 224 ④・公衆衛生医師育成・確保推進事業 19 ・厚生労働科学研究費 健康科学総合研究費 健康科学総合研究推進事業費 (大臣官房厚生科学課計上) <1,652>
6. その他	—	—	・保健衛生施設・設備整備費(メニュー化予算) 保健所、市町村保健センター等

注1) < >は他局計上分を含む。